



公益社団法人 石川勤労者医療協会

◆医療と介護をつなぐ寺井病院グループ◆

HPH

ヘルス・プロモーション・ホスピタル

- 寺井病院
- 介護老人保健施設 手取の里
- 訪問看護ステーションかけはし
- ヘルパーステーションかけはし
- 小規模多機能型居宅介護 寺井の家
- 寺井病院・手取の里介護総合相談センター



ごあいさつ



寺井病院院長
手取の里施設長
島 隆雄

当院は、石川県民主医療機関連合会に結集する、病床数 55 床の小病院です。前身の寺井野診療所の時代からかぞえて 60 年以上の間、この地で医療活動を展開してきました。

当院の特徴は、地域におけるかかりつけ医として、急な病気から高血圧や糖尿病といった慢性疾患の治療、健康診断やリハビリテーション、高齢者の療養や認知症のケアなど幅広く相談を受け付け、地域の住民の方々の課題に取り組むということです。

また、ヘルスプロモーションホスピタルとして地域住民の健康づくりに取り組み、健康友の会の班会活動にも積極的に関わります。

いわゆる生活習慣病の克服のために、ひとりひとりの特性や条件を考慮しながら食事や運動習慣などの生活改善のために援助をおこないます。

一方、健康に影響する社会的条件や健康格差にも注目し、特に貧困により生活が困窮している方を対象にした無料低額診療をおこなっています。

日々の医療活動や介護サービスの提供を通じて、この地域における「安心して暮らし続けることのできるまちづくり」の一端を担うべく、力を尽くしていくことをお約束します

寺井病院グループの花 「ミズバショウ」

5 月中は、清楚な姿の「ミズバショウ」の群生を白山に見ることが出来ます。空気・水など環境の良さがそろわないとなかなか群生しないと言われています。

「寺井病院グループ」は「ミズバショウ」のように、おだやかにそして共に助け合う気持ちを大切に人の和をもって、この地に根付いた医療・介護を目指すため、この花をシンボルフラワーとしています。

いつでも、どこでも、誰もが安心して良い医療と福祉を

私たちはいのちの平等をめざします

かかりつけ医として	急に体調が悪くなったときや療養についての相談など、健康上の幅広い問題に対応し、必要な場合に専門医療機関へ適切に紹介します。地域や家族背景等も考慮し、継続して診療をおこないます。
チーム医療の実践	医師、看護師、管理栄養士、検査技師、ケースワーカー、事務職がそれぞれの専門性を活かしながら、病院一丸となって療養の支援をさせていただきます。
生活習慣病への支援	高血圧、糖尿病、気管支喘息や骨粗鬆症、動脈硬化や認知症など、食事や運動習慣などライフスタイルの改善によって治療をすすめます。
在宅療養のサポート	それぞれの病気や障害をかかえながらも、住み慣れた自宅で家族や地域の人々に囲まれながら暮らしていきたいという願いをかなえられるように、医学的に支援します。予定された訪問診療だけでなく、随時往診もおこないます。訪問看護、訪問介護、訪問栄養指導との連携もおこなっています。
糖尿病診療	健康診断ではじめて糖尿病といわれた方から、インスリン治療が必要な方、長期の合併症の管理が必要な方へ、食事療法、運動療法、薬物治療を組み合わせ、治療を行います。能美市のかけはしネットワークの中で「かけはしチェック」＝合併症精査の取り組みを行います。
禁煙治療	ニコチン依存症のためになかなかタバコをやめられない方に対して、薬物治療、行動療法などの手法を用いて働きかけます。
透析治療の実施	糖尿病などで腎不全状態になり透析が必要になっても、安心安楽な透析治療が続けられるようにいたします。在宅持続腹膜透析(CAPD)治療にも対応します。
患者会活動のサポート	高血圧（むつみ会）、糖尿病（青空会）、気管支喘息（わかば会）、腎疾患（福寿草の会）とそれぞれの疾患別に患者会が運営されています。患者さま同士の交流を通じ、疾患に対する知識を深め、療養する上での工夫を重ねながら、明るい療養生活を送ることができます。

公益社団法人石川勤労者医療協会 寺井病院



私たちのめざすもの

1. 患者に寄りそい、患者とともに困難に立ち向かいます
2. 専門性を高め地域に信頼される質の高い医療・介護を実践します

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00～12:00	○	○	○	○	○	○	休診
15:00～18:00	○	○	○ ～17:00	○	○	休診	休診

- ◆ 休診日 日曜・祝日 5月1日 8月15日 年末年始（12/30～1/3）
- ◆ 受付時間 午前：8：30～12：00 午後：14：30～18：00（水曜日：14：30～16：30）
- ◆ 生活習慣病の治療を患者会とともにチームでサポートします
糖尿病：青空会 高血圧：むつみ会 喘息：若葉会 透析：福寿草
- ◆ 当院で行っている検査
脈波検査・頸動脈超音波検査・心電図・胸部レントゲン検査・骨密度検査
胃カメラ（月・金）・腹部超音波検査…要予約
心臓超音波・ホルター心電図検査…要予約

公益社団法人石川勤労者医療協会

寺井病院（病棟）



～患者さんの思いに添って、みんなでケアプランを立てみんなで実践～



《医療療養病棟(55床)》

慢性期、回復期の患者様の在宅生活や施設入所へ向けての支援を行っています。看護師と介護士の連携のもと、夏の盆踊り、毎月の誕生会、季節ごとのお出かけ、クリスマス会等のレクリエーションを積極的行っています。（現在は新型コロナウイルス感染拡大防止のためしておりません）

年間18回行事食を提供しています。

***差額ベッド代（部屋代）はいっさい頂いていません。**

CSセット（入院セット）を採用しています

入院時に必要とされる消耗品・各種オムツ等をご要望や、業者と患者様との直接任意契約にて一日単位でレンタルするシステムの呼称です。



公益社団法人石川勤労者医療協会

寺井病院（在宅医療）



〔訪問診察の内容〕

- ・在宅支援病院ですので、24 時間対応で安心です。
- ・定期訪問は月に 2 回程度です。（病状により変更可能）
- ・問診、血圧測定などの身体診察や血液検査により一般状態を把握します。

〔チーム医療を目指しています〕

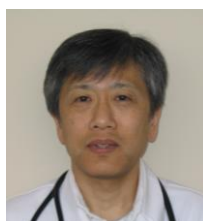
- ・訪問看護、ヘルパー、管理栄養士、薬剤師、ケアマネジャーと連絡を取りながら医療保険、介護保険、福祉制度などの社会資源を有効に活用し、療養生活をサポートします。

〔訪問地域〕

現在訪問している地域は、

能美市全域・川北町全域
白山市湊町、福留町
小松市松岡、今江、安宅です。

これ以外の地域でもぜひご相談ください。
臨時の往診もできますのでご相談ください。



島 隆雄

（しま たかお）

往診時間

月曜・金曜の午後



中内 義幸

（なかうち よしゆき）

往診時間

火曜・木曜の午後

公益社団法人石川勤労者医療協会 寺井病院

電話 58-5500

FAX 58-6015

公益社団法人石川勤労者医療協会

寺井病院（栄養指導）



管理栄養士があなたに合った食事の相談にのります。

自宅での相談（介護保険の居宅管理指導）

介護保険のサービスの一つです。かかりつけ医の指示で自宅へ行って、栄養状態を観察し食べやすい食事の工夫など相談にのっています。寺井病院以外の患者さんにも訪問できますので、担当のケアマネジャーさんにご相談ください。

外来での相談

医療保険のサービスの一つです。糖尿病・高血圧等の生活習慣病があり、食生活の改善が必要な場合や食欲不振などで、食事摂取量が減り低栄養状態のときに主治医の指示でご相談にのっています。

入院・入所での相談

個別に食事の要望もお聞きし、その人に合う食事を提供しています。飲み込みが弱くなっても「口から食べることにこだわり」ます。そのために食べやすい食事を5段階で提供しています。退院前にはご家族の人に食べやすい食事の作り方もお話ししています。



高齢常菜



軟菜



やわらか菜



ムース菜



ミキサー菜

企業健診案内



	一般健康診断	簡易定期健診	深夜業務健診
問診・診察・血圧	○	○	○
計測（身長・体重・腹囲・BMI）	○	○	○
視力検査・聴力検査	○	○	○
尿検査（蛋白・糖・潜血）	○	○	○
血液検査（貧血・血糖・肝・脂質）	○	△	△
胸部レントゲン	○	○	—
心電図	○	△	△

△ 省略可

健診後約3週間を目安に検査結果と医師の判定結果をお届けいたします。また、必要に応じて生活についてのアドバイスをいたします。

検査の結果、異常が発見された場合は、健康保険を使って、必要な精密検査や治療ができます。健診と外来診療の情報が連携されており、継続したフォローアップができます。また、肥満や高血圧、糖尿病などといった生活習慣病の疑いのある方には、無料で栄養相談、頸部超音波検査・心臓超音波検査などが行なえる労災2次健診制度を利用できます。

労災2次健診

労災2次健診は自己負担がありません。但し、事業主の方に確認が必要です。（事前予約が必要です。）

1次健康診断の受診日から3ヶ月以内に受診してください。

**健康で働き続けるために、
みなさんを応援します**



無料低額診療



無料・低額診療とは

生計困難な方が経済的な理由によって、必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、生活が改善するまでの一定期間、無料または低額な料金で診療を行なう「第二種社会福祉事業」です。石川県内では、現在 13 医療機関で実施されています。

こんな方は、まずご相談ください

- ・体調が悪いので、医療機関にかかりたいが、収入が低く医療費の支払いが心配な方。
- ・持病があり治療が必要だが、医療費の支払いが不安で、治療を中断している方。
- ・国民健康保険の滞納があり、「短期保険証」や「資格証明書」が発行されて困っている方

減免基準

- ① 住民税非課税世帯の方
- ② 就学援助を利用している世帯の方
- ③ 収入が生活保護基準 150%以下の方
- ④ 所得認定し、基準に該当すると判断された方

※あくまでも、他の社会保障制度の活用を優先しています。

※生活が安定するまでの一定期間の対応となります。

お気軽に相談員まで
ご相談ください



ご利用の流れ

1. 受付

ご希望の方は受付でお申し出ください。

2. 相談

ソーシャルワーカー（相談員）が面談して事情をお聞きます。

3. 決定

病院の審査会議で検討し、決定されれば一定期間自己負担金が免除や減額されます。